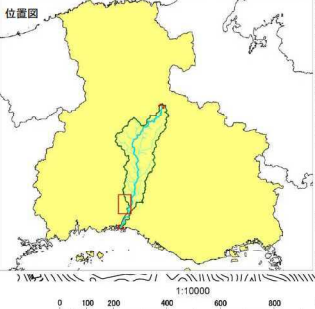
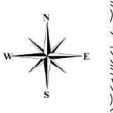


市川水系 洪水浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)) [4/18]

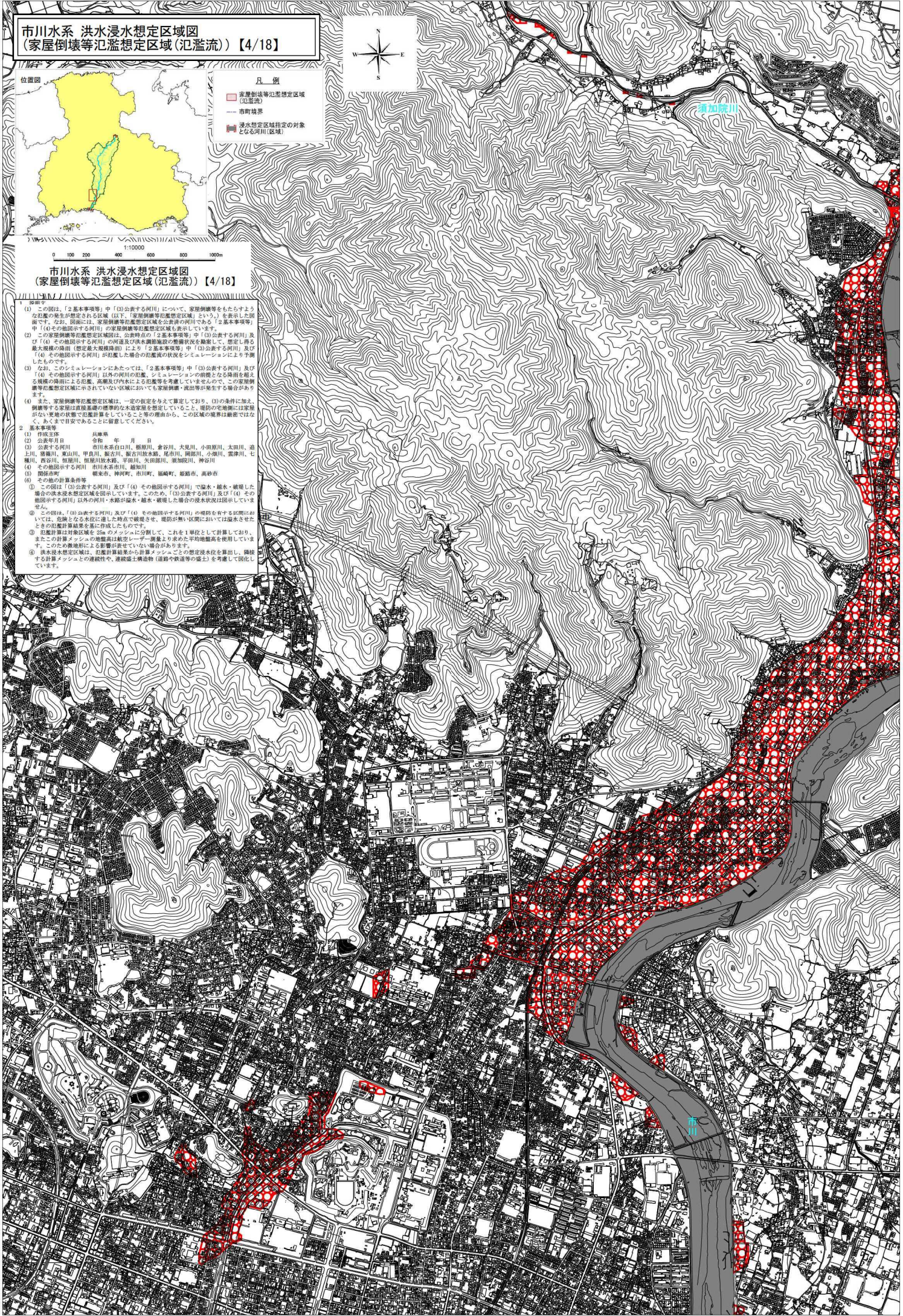


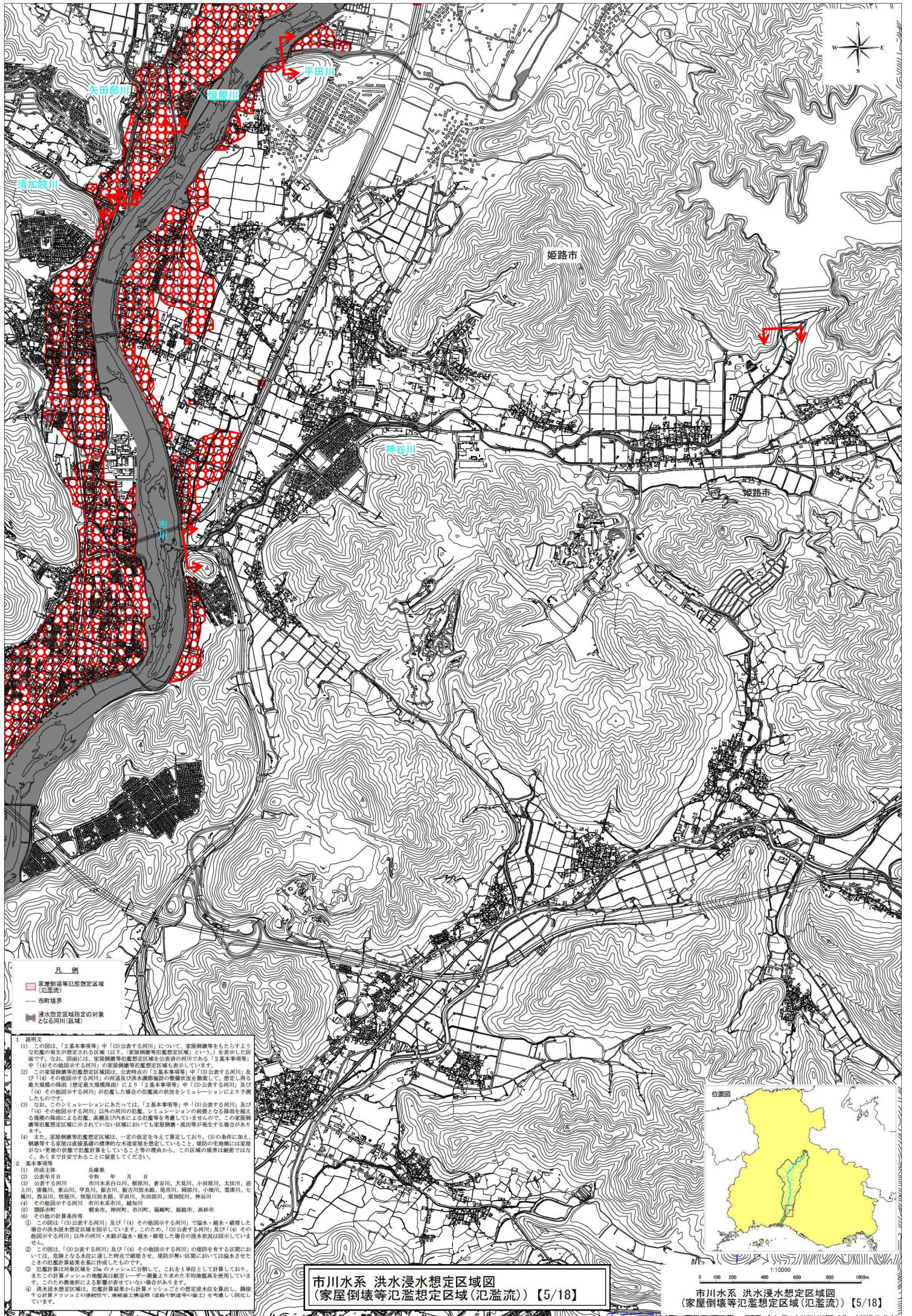
- 凡例
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
  - 市町境界
  - 洪水想定区域指定の対象となる河川(区域)



市川水系 洪水浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)) [4/18]

- 1 説明書
- この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の氾濫想定区域は公表していません。
  - この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
  - なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域図に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
  - また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊する家屋は直接基礎の構造的な不安定状態を想定していること、電防の宅地帯には家屋がない状態での氾濫が想定されていること等の理由から、この区域の氾濫は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。
- 2 基本事項等
- 作成日時 兵庫編
  - 公表年月日 令和 年 月 日
  - 公表する河川 市川水系白川、鶴瀬川、倉谷川、大見川、小田原川、太田川、道上川、清瀬川、東山川、甲良川、新宮川、新宮川本流、長瀬川、高瀬川、小瀬川、雲津川、七瀬川、西谷川、恒瀬川、恒瀬川本流、平田川、矢田原川、須加瀬川、神谷川
  - その他図示する河川 市川水系市川、越知川
  - 図解対象河川 鶴瀬川、神谷川、市川川、福崎町、鶴路町、高砂町
  - その他の計算条件等
    - この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で漏水・漏水・破壊した場合の洪水想定区域を想定しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が漏水・漏水・破壊した場合の洪水想定区域は図示していません。
    - この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の氾濫を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防がない区域においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
    - 氾濫計算は対象区域を10mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの総数高は縦向き一層あたり求めた平均総数高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。
    - 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性を、連続堤上構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図化しています。





- 凡例**
- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
  - 市町境界
  - 洪水想定区域指定の対象となる河川(区)

1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」といふ。）を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川を「(2基本事項等)中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河川及び洪水氾濫の想定水位を想定して、想定される最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前段となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されている区域においても家屋倒壊・浸水が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定をすべて算定しており、(3)の条件に加え、避難等する家屋は直接基礎の標準的な仮定を想定していること、堤防の宅地側には避難がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 公表年月日 令和 年 月 日

(3) 公表する河川 市川水系白川、穂原川、曾谷川、大見川、小田原川、大田川、道土川、猪俣川、栗山川、甲良川、飯古川、飯古川放水線、尾市川、岡部川、小須川、雲津川、七瀬川、西谷川、恒屋川放水線、平田川、矢田部川、須加院川、神谷川

(4) その他図示する河川 市川水系市川、船岡山

(5) 関係市町 朝来市、神河町、市川町、福崎町、姫路市、高砂市

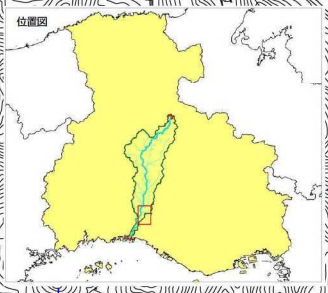
(6) その他の計算条件等

① この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で洪水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が洪水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区域においては洪水させたときの氾濫計算結果を基礎としたものでない場合があります。また、堤防の宅地側には避難がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

③ 氾濫計算対象区域を25mメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地形高を使用しています。このため地形による影響が表せていない場合があります。

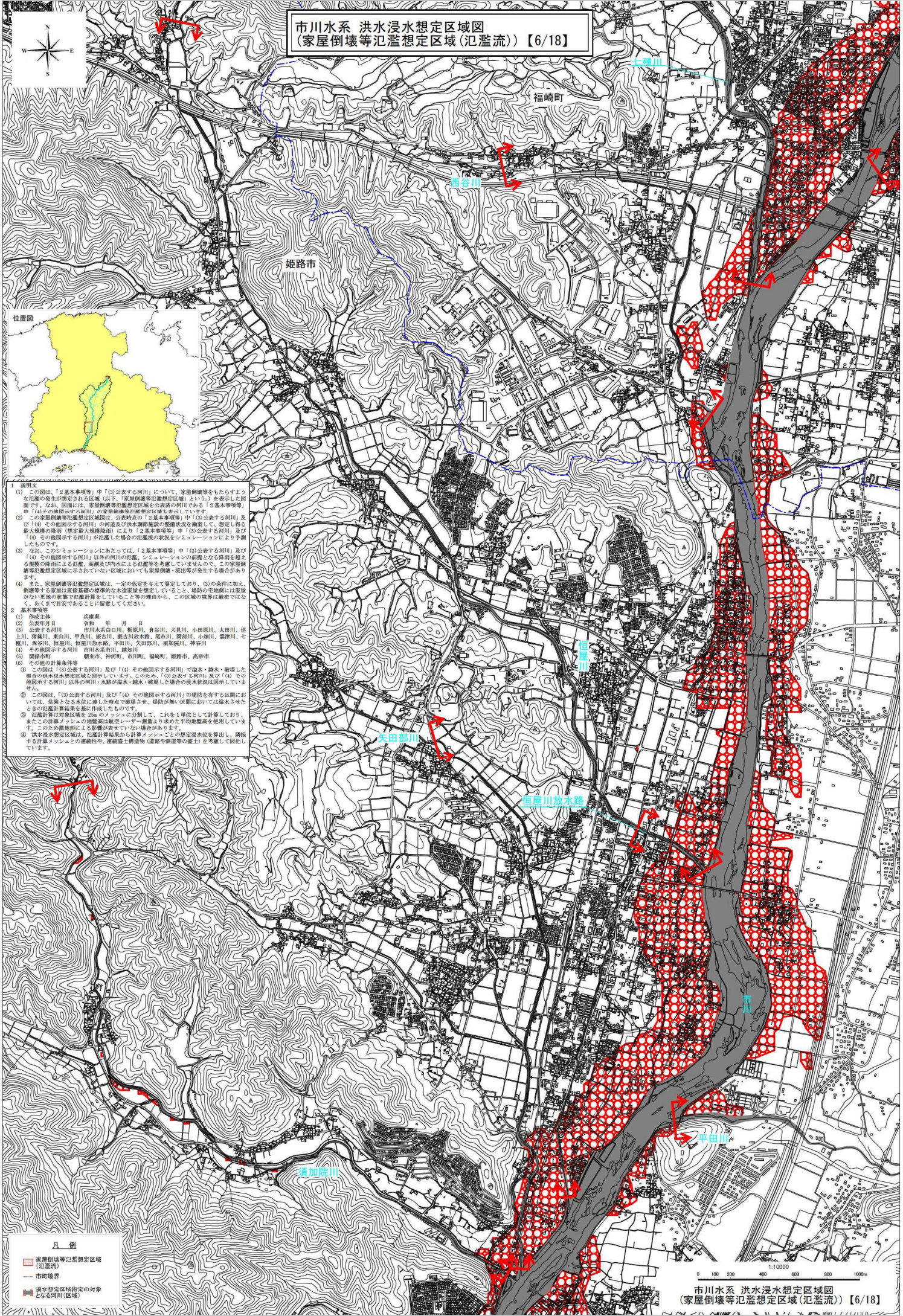
④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続壁・構造物（道路や鉄道等の壁）を考慮して図示しています。



市川水系 洪水浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))【5/18】

市川水系 洪水浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))【5/18】

市川水系 洪水浸水想定区域図  
(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))【6/18】



**説明文**

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という）を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2基本事項等」中「(4)その他公表する河川」の河川名称が記載されています。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の河川及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は基礎基礎の標準的な水浸室を想定していること、倒壊の危険性は家屋がない状態の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

**2 基本事項等**

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 公表年月日 令和 年 月 日

(3) 公表する河川 市川水系白川、恒尾川、倉谷川、大見川、小田原川、大田川、道土川、猪俣川、東山川、甲良川、新古川、飯谷川放水路、尾川、岡部川、小畑川、安津川、七瀬川、西谷川、恒尾川、恒尾川放水路、平田川、矢田部川、須加部川、神谷川

(4) その他公表する河川 市川水系市川、越前川、南川、福崎町、姫路市、高砂市

(5) 氾濫計算等 概算的、河川、河川、福崎町、姫路市、高砂市

(6) その他の計算条件等

① この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」で洪水・越水・破壊した場合の洪水・越水・破壊を想定して表示しています。このほか、「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」以外の河川・水路が洪水・越水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては浸水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

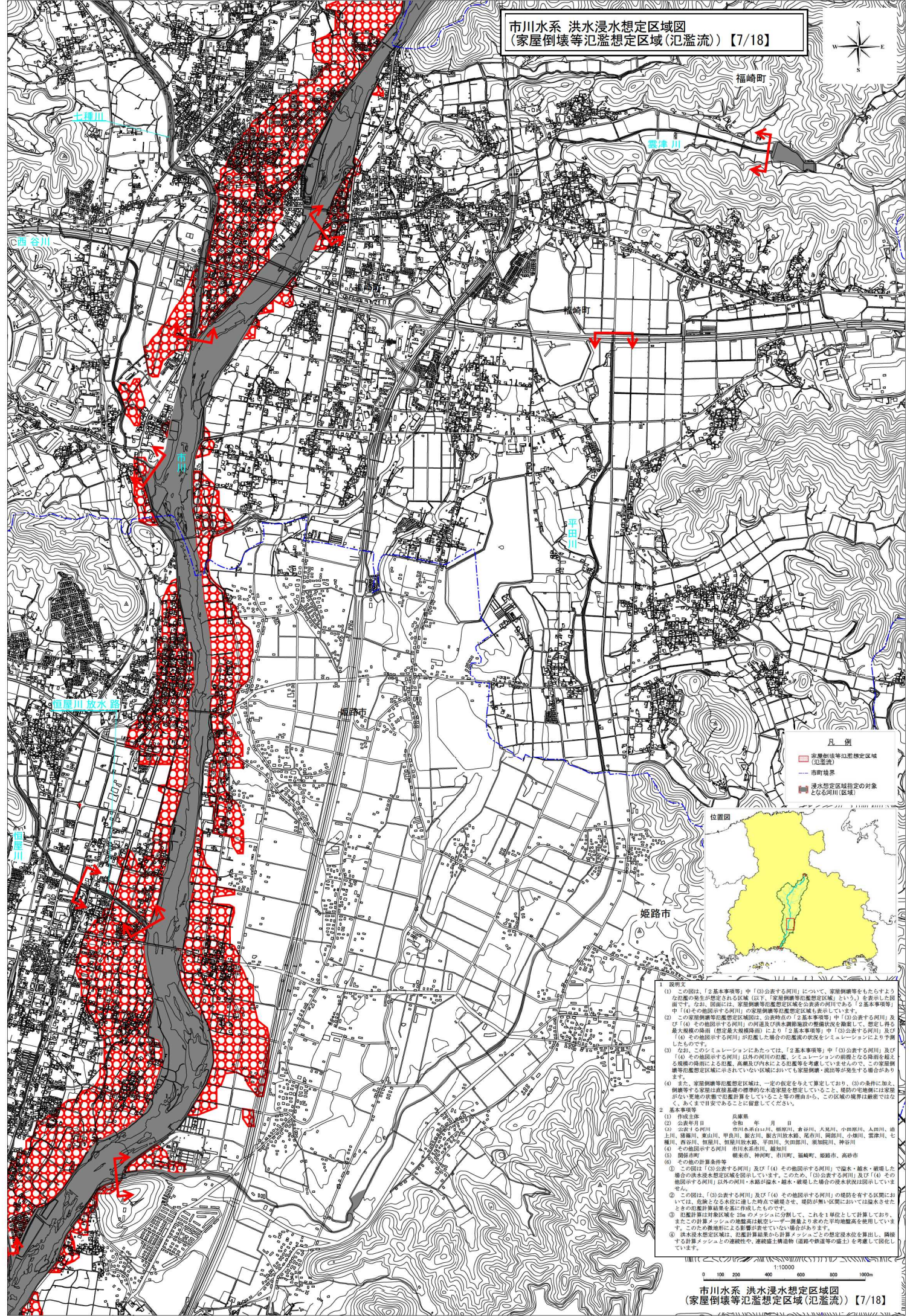
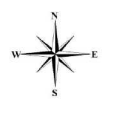
③ 氾濫計算は対象区域を20mメッシュの割合で、これを1単位として計算して行っており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザ測量より求めた平均地形高を使用しています。このため微地形による影響が表れていない場合があります。

④ 家屋倒壊等氾濫想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、灌漑施設構造物（道路や鉄道等の盛土）を考慮して図示しています。

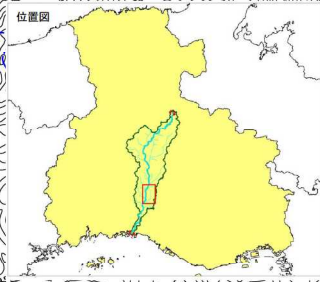
**凡例**

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市町境界
- 洪水浸水想定区域の対象となる河川(区域)

市川水系 洪水浸水想定区域図  
 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)) 【7/18】



- 凡例
- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
  - 市川境界
  - 浸水想定区域指定の対象となる河川(区画)



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生を想定される区域(以下「家屋倒壊等氾濫想定区域」といふ)を示した図面である。図面は、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川(以下「基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示している)及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、規定する最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合の氾濫深の状態をシミュレーションにより予測したものである。

(2) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を越える規模の降雨による氾濫、家屋及び河床による氾濫等を考慮していない。この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流没等が発生する場合があります。

(3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の規定を有して算定しており、「(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の定地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではない。あくまで目安であることに留意していただきたい。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 公表年月日 令和 年 月 日

(3) 公表する河川 市川水系白川川、恒連川、香野川、大見川、小畑川、大田川、迫上川、猪俣川、東山川、甲良川、飯古川、飯古川放水路、尾市川、岡部川、小畑川、雲津川、七連川、西谷川、安福川、恒連川放水路、三井川、須賀川、須賀川、神谷川

(4) その他図示する河川 市川水系市川、越知川

(5) 関係市町 朝来市、神河町、市川町、福崎町、姫路市、高砂市

(6) その他留意事項等

① この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区域においては、氾濫となる水位に達した時点で堤防を越え、堤防が無い区域においては溢水させたままの計算結果を有している。

② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区域においては、氾濫となる水位に達した時点で堤防を越え、堤防が無い区域においては溢水させたままの計算結果を有している。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またその計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平均地形高を使用している。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水位置出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、遊積土構築物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図化した。

